

は、費用の額を過大又は過小に算定し、利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

このため、交付対象事業費 53,444,963 円が過大に精算されていて、①及び②に係る国庫負担率の差による交付金相当額の過小を考慮しても、交付金相当額 16,743,935 円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費 千円	左に対する 交付金 千円	不当と認める 事業費 千円	不当と認める 交付金 千円	摘要
(2) 栃木県	小山市	子どものための教育・保育給付交付金	平成30～令和4	16,222,321	8,640,897	5,573	2,861	減価償却費加算等を誤って計上していたものなど
(3) 東京都	青梅市	同	3	3,802,386	2,061,053	14,843	8,621	費用の額に誤って利用者負担額を加えていたものなど
(4) 神奈川県	藤沢市	同	2、4	16,410,680	8,933,123	5,011	2,662	高齢者等活躍促進加算を誤って計上していたもの
(5) 大阪府	大阪狭山市	同	4	1,696,032	903,419	53,444	16,743	特定満3歳以上保育認定子どもの利用者負担額を計上していなかったものなど
(6) 佐賀県	佐賀市	同	3、4	16,277,605	8,791,569	3,835	2,036	主任保育士専任加算等を誤って計上していたもの
(2)～(6)の計				54,409,027	29,330,062	82,709	32,926	

(2) 補助の対象とならないもの 5件 不当と認める国庫補助金 31,690,316 円

デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ TYPE 1)及びデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ TYPE 1)により実施した事業の交付対象事業費に
対象とならない費用を含めていたもの (4件 不当と認める国庫補助金 29,350,316 円)

デジタル田園都市国家構想推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金(以下、これらを合わせて「交付金」という。)は、地方からデジタルの実装を進めることなどで、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことなどを目的として、「デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱」(令和4年府地創第63号)、「デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱」(令和5年府地創第414号等。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。)等に基づき、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画、デジタル実装タイプ実施計画(以下、これらを合わせて「実施計画」という。)等に基づく事業の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を行う事業(以下「デジタル実装タイプ TYPE 1」という。)等とされており、交付金の補助率は2分の1等とされている。

「令和3年度補正予算デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ TYPE 1)の取扱いについて」(令和4年内閣府地方創生推進室・デジタル庁事務連絡別添)等によれば、デジタル実装タイプ

TYPE 1 における交付対象事業費は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費とされており、サービス利用者のシステムの操作を補助するための支援員の人件費や委託費も対象経費として認められるとされている。また、サービスの実装について、内閣府本府は、交付対象事業に係る事業実施年度中にシステムを導入するなどして、デジタルを活用したサービスを提供するものであるとしている。そして、交付決定日より前に、地方公共団体と事業者等との間で契約を締結することはできないこととされている。さらに、地方公共団体は、交付対象事業に係る事業実施年度末までの期間及び事業実施年度後の2か年の期間（以下、これらを合わせて「実施計画期間」という。）について実施計画を作成することとされており、実施計画期間を超えた期間に係る費用は、交付金の交付の対象とならないこととされている。

そして、事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、19 道県及び 254 市町村において会計実地検査を行ったところ、1 県、3 市、計 4 事業主体において、サービス利用者のシステムの操作を補助するためのものではない費用、交付対象事業に係る事業実施年度中に導入されていないシステムの運用に要する費用、交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用、又は実施計画期間を超えた期間に係る費用を交付対象事業費に含めていた。これらのため、交付金相当額計 29,350,316 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3 事業主体^(注1)において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、1 事業主体^(注2)において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、内閣府本府及び3 県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1） 3 事業主体 宮城県、小郡、熊本両市

（注2） 1 事業主体 秦野市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

福岡県小郡市は、令和5年度から7年度までを実施計画期間として、「書かない窓口」を実現するためのシステムを構築し、同システムの操作を補助するための窓口業務のアウトソーシングを行うことで住民サービスの向上、滞在時間の短縮等を図ることを目的とする「異動受付支援事業」に係る実施計画を作成している。そして、同市は、5年度に、当該実施計画に基づくシステムの構築、窓口業務のアウトソーシング等を事業費 61,510,623 円（交付対象事業費同額）で実施したとして福岡県に実績報告書等を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金 30,755,311 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、窓口業務のアウトソーシングに係る委託契約において、同システムの運用が開始される前である5年8月から6年2月までの間、従前は職員が担当していた来庁者対応等の窓口業務を実施させるなどしていた。このため、事業費のうち当該業務に係る費用 21,904,477 円は、同システムの操作を補助するためのものではない費用であった。

したがって、上記の 21,904,477 円を除いて適正な交付対象事業費を算定すると、39,606,146 円となり、これに係る交付金相当額は 19,803,073 円となることから、交付金交付額 30,755,311 円との差額 10,952,238 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

	部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘 要	
					千円	千円	千円	千円		
(7)	内閣府本府	宮 城 県	デジタル田園都市国家 構想推進交 付金	4	11,222	5,611	5,045	2,522	実施計画期間を超えた期間に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの	第3章 第1節
(8)	神奈川県	秦 野 市	同	4	41,745	20,872	10,376	5,188	交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの	第1 内閣府(内閣府本府)
(9)	福岡県	小 郡 市	デジタル田園都市国家 構想交付金	5	61,510	30,755	21,904	10,952	サービスの利用者のシステムの操作を補助するためのものではない費用を交付対象事業費に含めていたもの	
(10)	熊本県	熊 本 市	デジタル田園都市国家 構想推進交 付金	4	36,831	18,415	21,374	10,687	交付対象事業に係る事業実施年度中に導入されていないシステムの運用に要する費用を交付対象事業費に含めていたものなど	
(7)～(10)の計					151,309	75,654	58,700	29,350		

地域就職氷河期世代支援加速化交付金により実施した事業の交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 2,340,000 円)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金(以下「交付金」という。)は、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援することなどを目的として、「地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱」(令和2年府政経運第43号)等に基づき、就職氷河期世代に特化した相談支援等を行う地域就職氷河期世代支援加速化事業(以下「交付対象事業」という。)の実施に要する費用(以下「交付対象事業費」という。)の一部を国が都道府県等に対して交付するものである。

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱(令和2年府政経運第44号)によれば、都道府県等は交付金の交付決定通知を受ける前(以下「交付決定前」という。)に交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ内閣総理大臣に対して地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書等(以下「交付決定前着手申請書等」という。)を提出し、その承認を受けて着手することができることとされている。また、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金に関する Q&A(第6版)」(令和2年地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室事務連絡)等によれば、交付決定前の事業着手に関して、委託事業者との契約については事業着手に当たるとされている。

本院が、17 都道府県及び 19 市区において会計実地検査を行ったところ、1 市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。